

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書面)

2026 年 2 月 26 日
株式会社ノバレーゼ

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書面)

2026 年 2 月 26 日

東京都中央区銀座一丁目 8 番 14 号
株式会社ノバレーゼ
代表取締役社長 荻野 洋基

株式会社ノバレーゼ（以下「当社」又は「ノバレーゼ」といいます。）は、株式会社エスクリ（以下「エスクリ」といいます。）との間で、2025 年 11 月 14 日付で吸収合併契約を締結し、2026 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、エスクリを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決定いたしました。つきましては、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1. **吸収合併契約の内容に関する事項（会社法第 794 条第 1 項）**
別添資料 1 「吸収合併契約書」のとおりです。
2. **吸収合併の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 1 号）**
別添資料 2 「合併対価の相当性に関する事項」のとおりです。
3. **吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 2 号）**
該当事項はありません。
4. **吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 3 号）**
 - ① **吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 191 条第 3 号イ）**
別添資料 3 「株式会社エスクリの最終事業年度に係る計算書類等」のとおりです。
 - ② **吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 191 条第 3 号ロ）**

該当事項はありません。

③ 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第191条第3号ハ）

(ア) ラオックスホールディングス株式会社との資本業務提携契約締結

エスクリは、2025年5月23日開催の取締役会において、ラオックスホールディングス株式会社との間で資本業務提携契約を締結することを決議し、同日付で同契約を締結しました。

(イ) SBIホールディングス株式会社との資本業務提携契約終了

エスクリの主要株主であったSBIファイナンシャルサービシーズ株式会社による株式会社広済堂ホールディングスへのエスクリ普通株式の全部の譲渡に伴い、エスクリとSBIファイナンシャルサービシーズの親会社であるSBIホールディングス株式会社との間の2020年7月15日付資本業務提携契約書に基づく資本業務提携は終了いたしました。

(ウ) 自己株式の消却

エスクリは、2025年11月14日開催の取締役会において、同日付で、株式会社ティーケーピー（以下「ティーケーピー」といいます。）によりエスクリA種種類株式のうち2,000株について、同A種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権が行使されることを条件として、エスクリが取得する同A種種類株式2,000株全てを消却することを決定いたしました。

また、エスクリは、2026年2月13日開催の取締役会において、エスクリが基準時の直前の時点において保有する自己株式（本吸収合併の直前に予定されている、ティーケーピーによる同A種種類株式のうち1,000株についての金銭対価取得請求権の行使により、エスクリが取得する同A種種類株式1,000株を含みます。）の全てを、本吸収合併がその効力を生ずる時点の直前時をもって消却することを決定いたしました。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第191条第5号イ）

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第191条第6号）

本合併効力発生後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予想されておられません。

したがって、本合併後における当社の債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別添資料 1 : 吸収合併契約書

吸収合併契約書

株式会社ノバレーゼ（以下「甲」という。）及び株式会社エスクリ（以下「乙」という。）は、甲及び乙の吸収合併に関し、2025年11月14日付（以下「本契約締結日」という。）で、以下のとおり合意し、吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収合併）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲

商号：株式会社ノバレーゼ

住所：東京都中央区銀座一丁目8番14号

(2) 乙

商号：株式会社エスクリ

住所：東京都中央区日本橋小網町6番1号

第3条（本吸収合併に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

1. 甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併の効力が生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の普通株式の株主（乙を除く。以下「割当対象株主」という。）に対して、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、基準時において割当対象株主が所有する乙の普通株式の総数（但し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第785条の規定に基づき株式の買取りが請求された株式を除く。）に0.558（以下「本合併比率」という。）を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の対価の割当てについては、甲は、本吸収合併に際して、割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式の数（但し、会社法第785条の規定に基づき株式の買取りが請求された株式を除く。）に本合併比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って乙の株主に交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。
4. 甲は、本吸収合併に際して、乙のA種種類株式の株主に対して、その所有するA種種類株式に代わる金銭等を交付しない。

第4条（甲の資本金等の額）

本吸収合併により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従い、甲及び乙の合意により定めるものとする。

第5条（効力発生日）

本吸収合併の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。但し、本吸収合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙間で協議の上、合意により、会社法の定めるところに従いこれを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。

第7条（剰余金の配当等）

甲及び乙は、本契約締結日後、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第8条（本吸収合併の条件の変更又は解除）

本契約締結日から本効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに、第6条に定める甲又は乙の株主総会において本契約につき承認が得られなかった場合、(ii)本効力発生日の前日までに、法令等（外国法を含む。）に定める本吸収合併の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合、又は、(iii)前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第10条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 11 条（協議事項）

本契約に規定する事項の他、本吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲及び乙間で協議の上これを定める。

（以下余白）

上記合意の成立を証するため、本書 2 通を作成し、各当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2025 年 11 月 14 日

甲：東京都中央区銀座一丁目 8 番 14 号
株式会社ノバレーゼ
代表取締役 荻野 洋基

2025 年 11 月 14 日

乙：東京都中央区日本橋小網町 6 番 1 号
株式会社エスクリ
代表取締役 渋谷 守浩

別添資料2：合併対価の相当性に関する事項

1. 本経営統合に係る割当ての内容

	ノバレーゼ (吸収合併存続会社)	エスクリ (吸収合併消滅会社)
当該組織再編に係る 割当比率	1	0.558

- (注1) 本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」といいます。）
エスクリの株式1株に対して、ノバレーゼの株式0.558株を割当て交付します。ただし、本合併の効力発生までに、現時点でエスクリが保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲（本合併の効力発生の直前時）の株式を消却することを予定しているため、エスクリが2025年6月30日時点で保有する自己株式278,065株については、本合併による株式の割当てがなされることは予定しておりません。
- (注2) 本合併により交付するノバレーゼの株式数：普通株式13,100,884株（予定）
上記の交付株式数は、今後、エスクリの株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、本合併の効力発生の直前時までの間にエスクリの自己株式数の変動等が生じた場合には、修正される可能性があります。
また、ノバレーゼは、本合併により交付する株式数の全てを、新たに普通株式を発行することにより充当する予定です。
- (注3) 単元未満株式の取扱い
本合併によりノバレーゼの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することになるエスクリの株主の皆様におかれましては、ノバレーゼに関する以下の制度をご利用いただくことができるほか、一部証券会社で取り扱っている単元未満株式での売買が可能です。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売買することはできません。
・単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）
会社法第192条第1項の規定に基づき、エスクリの単元未満株式を保有する株主の皆様が、ノバレーゼに対し、自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。
- (注4) 1株に満たない端数の処理
本合併に伴い、ノバレーゼの株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるエスクリの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

2. 本合併に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって、公正性・妥当性に配慮し、それぞれ独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、それぞれ合併比率算定書を受領いたしました。ノバレーゼは第三者算定機関として株式会社日本M&Aセンター（以下「日本M&Aセンター」といいます。）を起用し、エスクリは第三者算定機関として株式会社J-TAPアドバイザー（以下「J-TAPアドバイザー」といいます。）を起用いたしました。

ノバレーゼにおいては、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）からの法的助言やエスクリに対する財務・税務・法務DDの結果等を受け、第三者算定機関である日本M&Aセンターによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジを踏まえ、エスクリと複数回協議を行い、また、ノバレーゼが設置した特別委員会から提出された答申書の内容を最大限尊重しながら、本合併比率を決定いたしました。

その結果、本合併比率は、下記「（２）算定に関する事項」の「② 算定の概要」に記載のとおり、ノバレーゼの第三者算定機関である日本M&Aセンターによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法のレンジの下限を下回り、かつ、DCF法の算定レンジの範囲内のものであることから、合併比率は妥当であり、ノバレーゼの一般株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

一方、エスクリにおいては、下記「（４）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、J-TAPアドバイザーから取得したノバレーゼに対する合併比率算定書及び財務税務DDの結果、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所外国法共同事業（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。）からの法的助言やノバレーゼに対する法務DDの結果等を受けて、第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザーによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法による算定結果のレンジを踏まえ、ノバレーゼと複数回協議を行い、また、エスクリが設置した特別委員会から提出された答申書の内容を最大限尊重しながら、本合併の諸条件について、慎重に検討を行いました。

その結果、本合併比率は、下記「（２）算定に関する事項」の「② 算定の概要」に記載のとおり、エスクリの第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザーによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法の算定レンジの範囲内のものであることから、合併比率は妥当であり、エスクリの一般株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

このように両社は、各社の第三者算定機関による算定結果、特別委員会の答申書の内容、法務アドバイザーの助言を参考に、かつ、両社のそれぞれが相手方に対して実施したDDの結果等を踏まえて、それぞれが両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、両社においてそれぞれ、最終的に本合併比率が妥当であるとの判断に至りました。

なお、本合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

（２）算定に関する事項

（ア）算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

ノバレーゼの第三者算定機関である日本M&Aセンターは、両社及びティーケーピーから独立しており、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、ノバレーゼの日本M&Aセンターに対するフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としての報酬には、本合併の成否に関わらず支払われる固定報酬（着手金）のほか、本合併の過程に複数のマイルス

トーンを設定し、各マイルストーンに到達した際に支払われるマイルストーン報酬が含まれているとのことです。日本M&Aセンターとしては、本合併の成否が不透明な中において、報酬体系を固定報酬のみとするよりもむしろ、報酬の一部をマイルストーン報酬とする方がノバレーゼの金銭的負担の観点からも望ましく、双方にとって合理性があると考えているとのことであり、ノバレーゼとしてはマイルストーン報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により日本M&Aセンターをノバレーゼのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

また、エスクリの第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザーは、両社及びティーケーピーから独立しており、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、エスクリは、J-TAPアドバイザーに対し、本合併に係る算定業務に関して固定報酬を支払うこととしております。

(イ) 算定の概要

日本M&Aセンターは、東京証券取引所スタンダード市場に上場しているノバレーゼ及びエスクリの普通株式の株式価値算定手法として、複数の株式価値算定手法の中から両社の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、両社が継続企業であるとの前提の下、両社の株式価値についてそれぞれ多面的に評価することが適切であるとの考え方にに基づき、以下の手法により算定しています。

具体的には、両社の株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価法を、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であるDCF法を用いて両社の株式価値算定を行いました。

上記株式価値算定の結果、ノバレーゼの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による合併比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価法	0.589～0.687
DCF法	0.473～0.602

市場株価法においては、日本M&Aセンターは、算定基準日を算定書作成日である2025年11月13日として、両社の普通株式の東京証券取引所における算定基準日までの1か月間、3か月間及び6か月間における株価終値単純平均値（ノバレーゼは、1か月間：338円、3か月間：335円、6か月間：324円、エスクリは、1か月間：199円、3か月間：214円、6か月間：222円）を基に算定しております。

DCF法においては、日本M&Aセンターは、ノバレーゼについて、ノバレーゼが作成した2025年12月期から2027年12月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定を行いました。その際、6.3%～6.7%の割引率を採用しております。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、▲0.3%～0.3%の永久成長率を採用しております。なお、算定の前提とした財務予測には、対前年度比較において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益は、過去のトレンド及び今後の付加価値サービスの向上施策に基づく単価の上昇、出店戦略に基づく受注数の増加により、2025年12月期

には対前年度比 72.8%増、2026 年 12 月期には対前年度比 31.1%増となることを見込んでおります。フリー・キャッシュ・フローは継続した新規出店に係る投資拡大の影響により 2026 年 12 月期には対前年度比 31.8%増となることを見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提として作成しております。

他方で、エスクリについては、エスクリが作成した 2026 年 3 月期～2028 年 3 月期までの財務予測にノバレーゼによる合理的な調整を加えた将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。その際、6.3%～6.7%の割引率を採用しております。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、▲0.3%～0.3%の永久成長率を採用しております。なお、算定の前提とした財務予測には、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益は、2026 年 3 月期には対前年度比 1,152 百万円減、2027 年 3 月期には対前年度比 553 百万円減となるものの、その後、人材教育の強化及びマーケティングの強化により、2028 年 3 月期には対前年度比 1,239 百万円増となることを見込んでおります。フリー・キャッシュ・フローは 2027 年 3 月期には対前年度比 681 百万円減、2028 年 3 月期には対前年度比 1,065 百万円増となることを見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提として作成しております。

日本M&Aセンターは、合併比率の算定に関して両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で日本M&Aセンターに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。日本M&Aセンターは両社及びそれらの関係会社のすべての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。日本M&Aセンターによる合併比率の算定は、2025 年 11 月 13 日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、提供された両社の財務予測に関する情報が、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としております。

一方、J-TAPアドバイザーは、両社の株式価値の算定方法として、両社株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価法を、加えて、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であるDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

ノバレーゼの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による合併比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定レンジ
ノバレーゼ	エスクリ	
市場株価法	市場株価法	0.558～0.687
DCF法	DCF法	0.524～1.585

市場株価法においては、J-TAPアドバイザーは、算定基準日を算定書作成日である2025年11月13日として、両社の普通株式の東京証券取引所における算定基準日までの1か月間、3か月間及び6か月間における株価終値単純平均値（ノバレーゼは、1か月間：338円、3か月間：335円、6か月間：324円、エスクリは、1か月間：199円、3か月間：214円、6か月間：223円）を基に算定しております。

DCF法による価値算定においては、J-TAPアドバイザーは、エスクリについて、エスクリが作成した2026年3月期第2四半期から2028年3月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。その際、割引率は4.94%～5.94%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率は▲0.5%～0.5%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測は以下のとおりです。当該財務予測には、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期について、施行件数が減少する見込みである一方、期中での事業譲受により獲得した2施設の売上貢献により、売上高では大幅な減少は生じないものの、当該新規2施設における店舗運営費用の増加により営業利益及びEBITDAで2025年3月期と比較してそれぞれ▲80.1%、▲37.9%減少する見込みであり、2027年3月期については、コロナによる業績悪化以降、受注及び施行件数に大きく影響する人材獲得や人材育成・教育に課題があったものの、これまで進めていた施設のスクラップ&ビルドや人材育成・教育の成果により施行件数及び単価の増加が見込まれ、2026年3月期に生じた新規2施設における先行した店舗運営費が収束することから2026年3月期と比較して営業利益及びEBITDAでそれぞれ527.3%、66.6%増加する見込みであり、その結果、フリー・キャッシュ・フローも大幅に増加する見込みです。さらに、2027年3月期については、引き続き人材育成による受注率の増加及び付加価値サービス等に伴う施行件数及び単価がさらに増加する見込みであり、一方で固定費や一過性のコスト等の大幅な増加は見込まれないことから、2027年3月期と比較して営業利益で58.7%増加する見込みです。

また、当該財務予測は、スタンドアロンベースの計画を前提（ティーケーピーによるエスクリA種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権は行使しない前提。）として作成しており、本合併の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味されておらず、当該財務予測を基礎としたJ-TAPアドバイザーによる算定にも織り込まれておりません。

(単位：百万円)

	2026年3月期 (9か月)	2027年3月期	2028年3月期
売上高	19,948	27,193	29,088
営業利益	616	1,004	1,593
EBITDA	1,397	1,901	2,455
フリー・キャッシュ・フロー	1,861	979	1,236

他方、ノバレーゼについては、ノバレーゼが作成した2025年12月期第3四半期から2027年12月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。その際、割引率は4.94%～5.94%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成

長率は▲0.5%～0.5%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測においては、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、過去から直近における単価トレンドが増加傾向であること及び今後の付加価値サービスの向上施策の貢献による単価の上昇を見込んでおり、加えて出店戦略に基づく受注数の増加により、営業利益が対前年比で2025年12月期は72.8%、2026年12月期は31.1%増加することを見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提として作成しており、本合併の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味されておらず、当該財務予測を基礎としたJ-TAPアドバイザーによる算定にも織り込まれておりません。

J-TAPアドバイザーは、合併比率の算定に関して両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でJ-TAPアドバイザーに未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。J-TAPアドバイザーは両社並びにそれらの関係会社のすべての資産又は負債（簿外資産、負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関からの鑑定又は査定の提供を受けておりません。J-TAPアドバイザーによる合併比率の算定は、2025年11月13日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、DCF法に提供された両社の財務予測に関する情報については、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。J-TAPアドバイザーの算定は、2025年11月13日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

(3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本合併は、ティーケーピーが本合併の効力発生時において両社それぞれの親会社（支配株主）であることから、両社にとってティーケーピーと一般株主との間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が存在することに鑑み、これらの問題に対応し、本合併の公正性を担保するため、以下の措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ノバレーゼは、本合併における合併比率の公正性・妥当性を担保する観点から、上記「(1) 割当ての内容の根拠及び理由」のとおり、独立した第三者算定機関である日本M&Aセンターに合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考にして、真摯に交渉・協議を行い、本合併比率により本合併を行うことを、2025年11月14日開催の取締役会にて、決議しました。

なお、ノバレーゼは、第三者算定機関から合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

一方でエスクリは、本合併における合併比率の公正性・妥当性を担保する観点から、上記「(1) 割当ての内容の根拠及び理由」のとおり、独立した第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザーに合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考にして、真摯に交渉・協議を行い、本合併比率により本合併を行うことを、2025年11月14日開催の取締役会にて決議しました。

なお、エスクリは、第三者算定機関から合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

② 独立したリーガル・アドバイザーからの助言

ノバレーゼは、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を本合併のリーガル・アドバイザーとして選任し、本合併に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本合併に関して重要な利害関係は有していません。

一方でエスクリは、森・濱田松本法律事務所を、本合併のリーガル・アドバイザーとして選任し、本合併に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所は、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本取引（下記「⑥ エスクリにおける独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得」で定義します。）に関して重要な利害関係は有していません。

③ 独立したフィナンシャル・アドバイザーからの助言

ノバレーゼは、日本M&Aセンターを本合併に関するフィナンシャル・アドバイザーとして選任し、財務的見地からの案件推進における助言を受けております。なお、日本M&Aセンターは、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、重要な利害関係は有していません。

一方でエスクリは、株式会社三井住友銀行企業情報部（以下「SMB C企業情報部」といいます。）を本合併に関するフィナンシャル・アドバイザーとして選任し、財務的見地からの案件推進における助言を受けております。なお、株式会社三井住友銀行は、ノバレーゼ及びエスクリに対して、通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しておりますが、弊害防止措置としてSMB C企業情報部とその他部署との間で行内の規程に定める情報遮断措置が講じられていること、SMB C企業情報部は両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、重要な利害関係は有していないことを踏まえた上で、SMB C企業情報部をフィナンシャル・アドバイザーに選任しております。

④ ノバレーゼにおける独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得

ノバレーゼは、2025年9月12日開催の取締役会の決議により、本経営統合に関し、ノバレーゼの意思決定に慎重を期し、また、ノバレーゼの取締役会の意思決定過程における意思決定の利益相反のおそれを排除し、その公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、ティーケーピー及びエスクリから独立した、ノバレーゼの独立役員（社外取締役である橋本眞史氏及び等健次氏並びに社外監査役である吉川滋氏、平地辰二氏（公認会計士）及び辻角智之氏（弁護士）の5名）によって構成される特別委員会（以下「ノバレーゼ特別委員会」といいます。）を設置しました。

ノバレーゼは、当初から上記5名をノバレーゼ特別委員会の委員として選定しており、委員を変更した事実はありません。また、ノバレーゼ特別委員会の委員の互選により、ノバレーゼの社外監査役である吉川滋氏が委員長に就任しております。なお、ノバレーゼ特別委員会の委員の報酬は本合併の成否に関わらず支払われる報酬のみであり、本合併を含む本経営統合の公表や決定、実施等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そして、ノバレーゼは、上記取締役会決議に基づき、ノバレーゼ特別委員会に対し、以下4項目について諮問し、これらの点についての答申書をノバレーゼ取締役会に提出することを囑託しました。

- (i) 本合併の目的は合理的か（本合併がノバレーゼの企業価値向上に資するかを含む。）
- (ii) 本合併の条件（本合併の対価を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか
- (iii) 本合併に係る手続の公正性が確保されているか
- (iv) 上記（i）から（iii）までを踏まえ、本合併はノバレーゼの少数株主にとって公正なものであると考えられるか

（以下、（i）から（iv）を総称して「本ノバレーゼ諮問事項」といいます。）

また、ノバレーゼは、上記取締役会決議において、本合併に関するノバレーゼ取締役会の意思決定は、ノバレーゼ特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本ノバレーゼ諮問事項に対するノバレーゼ特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとし、ノバレーゼ特別委員会が本合併に関する取引条件を妥当でないと判断した場合には、ノバレーゼ取締役会は、本合併を決定しないこととする旨を決議しております。併せて、ノバレーゼは、上記取締役会決議に基づき、ノバレーゼ特別委員会に対して以下の3つの権限を付与しております。

- (i) 本ノバレーゼ諮問事項の検討にあたって、ノバレーゼ特別委員会が必要と認める場合には、自らのフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等のアドバイザーを選任する（その場合の合理的な費用はノバレーゼが負担する。）、又は、ノバレーゼが選任するアドバイザーを指名又は承認（事後承認を含む。）する権限
- (ii) ノバレーゼの役職員その他ノバレーゼ特別委員会が必要と認める者に、本ノバレーゼ諮問事項の検討及び判断に必要な情報の収集を求め、これを受領する権限
- (iii) ノバレーゼ特別委員会が必要と認める場合に、ノバレーゼ特別委員会が自らエスクリ及びティーケーピーと交渉を行い、又は、エスクリ及びティーケーピーとの交渉をノバレーゼの役職員やアドバイザーが行う場合でも、ノバレーゼ特別委員会が適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本合併の取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与える権限

上記（i）の権限付与を受けて、ノバレーゼ特別委員会は、2025年9月12日に開催された第1回の会合において、ノバレーゼが選任する外部アドバイザー等について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として日本M&Aセンターを、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選任することを承認しました。また、ノバレーゼ特別委員会は、同会合において、ノバレーゼ特別委員会独自のリーガル・アドバイザーとして、潮見坂綜合法律事務所の後藤高志氏（弁護士）を選任しました。なお、後藤高志氏は、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本合併に関して重要な利害関係は有しておりません。

ノバレーゼ特別委員会は、2025年9月12日から2025年11月13日までに、会合を合計13回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本ノバレーゼ諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、ノバレーゼ特別委員会は、ノバレーゼに資料の提供を求めて検証を行うとともに、ノバレーゼ担当者に対して、本合併の検討経緯、ノバレーゼ及びエスクリを取り巻く事業環境・課題等、ノバレーゼ及びエスクリの直近業績・市場株価に関する認識、ノバレーゼの経営課題等を解決するために実施している各種施策の内容・進捗状況、エスクリとの提携内容、本合併実行後に想定している施策の評価、代替手段の有無、現時点で本合併を実行する必要性、本合併に起因して想定され

る懸念事項、本合併実行後の経営体制・事業運営方針に関する想定、本合併によりティーケーピーが享受するメリット、本合併のストラクチャー、本合併の条件、ノバレーゼのスタンドアロンベースの事業計画（本合併により実現することが期待されるシナジー効果を織り込まない、本合併なかりせばのノバレーゼ事業計画）の作成経緯及び重要な前提条件等の内容、エスクリに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、エスクリのスタンドアロンベースの事業計画の検証内容、エスクリとの協議・交渉内容、ノバレーゼ内部における本合併の検討体制等について、書面質問及び質疑応答を行いました。

また、ノバレーゼ特別委員会は、エスクリに対して、本合併の検討経緯、エスクリ及びノバレーゼを取り巻く事業環境・課題等、エスクリ及びノバレーゼの直近業績・市場株価に関する認識、エスクリの経営課題等を解決するために実施している各種施策の内容・進捗状況、ノバレーゼとの提携内容、本合併実行後に想定している施策の評価、代替手段の有無、本合併に起因して想定される懸念事項、本合併実行後の経営体制・事業運営方針に関する想定、本合併によりティーケーピーが享受するメリット、エスクリのスタンドアロンベース事業計画の重要な前提条件等の内容等について、書面質問及び質疑応答を行いました。さらに、ノバレーゼ特別委員会は、ティーケーピーに対して、本合併の検討経緯、現時点で本合併を実行する必要性、ノバレーゼ及びエスクリを取り巻く事業環境・課題等、ノバレーゼ及びエスクリの直近業績に関する認識、本合併のティーケーピー及びノバレーゼの少数株主並びにノバレーゼ及びエスクリにおける各メリット・デメリット、代替手段の有無、本合併実行後の経営体制・事業運営方針に関する想定、本合併のストラクチャー、エスクリA種種類株式の転換方針、本合併実行後のノバレーゼ株式の保有方針等について、書面質問及び質疑応答を行いました。

また、ノバレーゼの財務・税務アドバイザーである株式会社青山トラスト会計社から、エスクリに対する財務・税務DDの結果等に関する説明、並びにノバレーゼのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である日本M&Aセンターから、本合併のプロセス・スキーム・スケジュール、本合併における合併比率の評価の方法及び結果に関する説明を受け、質疑を行い、その合理性等について検討いたしました。さらに、ノバレーゼのリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所及びノバレーゼ特別委員会のリーガル・アドバイザーである後藤高志氏に対して本合併のプロセス・スキーム・スケジュール、本合併に関する意思決定過程、意思決定方法その他本合併に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言の内容、本合併の検討過程において公正性を担保するために取られた措置等について質疑応答を行いました。

このように、ノバレーゼ特別委員会は、ノバレーゼとエスクリの間における本合併に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、エスクリから本合併比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回に亘り交渉の方針等について協議を行い、ノバレーゼに意見する等して、エスクリとの交渉過程に実質的に関与いたしました。

なお、ノバレーゼ特別委員会は、本合併比率の評価に際して、エスクリの直近株価には、本合併と同時に公表予定である、(i)エスクリによる通期業績予想値の下方修正及び(ii)ティーケーピーによるエスクリA種種類株式の普通株式への転換の影響が織り込まれていないため、一般的な上場会社同士の合併案件では市場株価法による算定結果を重視すべきであるものの、市場株価法の算定結果は参考値に留め、ノバレーゼが慎重に検証したエスクリの事業計画を用いたエスクリの本源的価値を示すDCF法に基づく算定結果を重視すべきである旨の意見を述べております。

ノバレーゼ特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本ノバレーゼ諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、以下の（i）ないし（iv）について記載された答申書を、2025年11月13日付で、ノバレーゼの取締役会に対し、委員会全員一致で提出しております。

- （i）本合併はノバレーゼの企業価値の向上に資するものであり、本合併の目的は合理的である。
- （ii）本合併の対価を含む本合併の条件の公正性・妥当性が確保されている。
- （iii）本合併に係る手続の公正性が確保されている。
- （iv）本合併はノバレーゼの少数株主にとって公正なものである。

⑤ ノバレーゼにおける利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

ノバレーゼは、本日の取締役会決議において、本経営統合と利害関係を有しない社外取締役2名及び社外監査役3名が出席した上で、横岩利恵氏及び高木寛氏を除く取締役全員の一致により、本経営統合を決議しております。

なお、ノバレーゼの取締役のうち、横岩利恵氏及び高木寛氏は、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、本合併に関する協議及び交渉に参加しておらず、また、ノバレーゼ取締役会における本合併契約の締結に関する審議には参加していません。

⑥ エスクリにおける独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得

エスクリは、2025年9月17日開催の取締役会の決議により、ティーケーピーが保有するエスクリA種種類株式を普通株式に転換し、エスクリを連結子会社化した上で、エスクリとノバレーゼとの合併を実行すること（以下、本合併を含む一連の取引を総称して「本取引」といいます。）の検討を進めるにあたり、エスクリの支配株主となるティーケーピーとエスクリの一般株主との間で一定の構造的な利益相反関係が存在し、また、一般株主とティーケーピーの間には情報の非対称性が存在している状況に鑑み、意思決定に慎重を期し、本取引の検討プロセスに関するエスクリ取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の是非や取引条件の妥当性等について検討及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性、透明性及び客観性を確保するため、森・濱田松本法律事務所の助言を受けて、ティーケーピー及びノバレーゼから独立した、エスクリの独立社外監査等委員取締役である木村喬氏（公認会計士・税理士）及び角野里奈氏（公認会計士）に加え、両社から独立した外部の有識者である新幸総合法律事務所の熊澤誠氏（弁護士）を含む委員3名によって構成される特別委員会（以下「エスクリ特別委員会」といいます。）を設置しました。なお、熊澤誠氏は、エスクリの取締役ではありませんが、本取引と同様の種類の取引をはじめとするM&Aに関する豊富な知見を有することを理由として、独立社外監査等委員取締役である委員の知見を補う観点から、社外有識者として特別委員に就任することを依頼しました。

エスクリは、当初から上記3名をエスクリ特別委員会の委員として選定しており、委員を変更した事実はありません。また、エスクリ特別委員会の委員の互選により、木村喬氏がエスクリ特別委員会の委員長に就任しております。なお、エスクリ特別委員会の委員の報酬は本合併の成否に関わらず支払われる固定報酬のみであり、本合併の公表や決定、実施等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そしてエスクリは上記取締役会決議に基づき、エスクリ特別委員会に対し、以下の2項目について諮問し、この項目に関する答申書をエスクリ取締役会に提出することを囑託しました。

- (i) 本取引を実施することの是非を検討し、エスクリ取締役会に勧告を行うこと。
なお、(i)の検討に際しては、(a)エスクリの企業価値の向上に資するか否かの観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、(b)エスクリの一般株主の利益を図る観点から、合併条件の妥当性及び手続の公正性について検討・判断するものとする。
- (ii) エスクリ取締役会における本取引についての決定が、エスクリの一般株主にとって公正なものであることについて検討し、エスクリ取締役会に意見を述べること

(以下、(i)及び(ii)を総称して「本エスクリ諮問事項」といいます。)

また、エスクリは、上記取締役会決議において、本エスクリ諮問事項に対するエスクリ特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、エスクリ特別委員会が取引条件を公正でないと判断した場合には、エスクリ取締役会は、当該取引条件による本取引の承認をしないこととする旨を決議しております。加えて、エスクリ取締役会は、エスクリ特別委員会に対して以下の4つの権限を付与しております。

- (i) 本エスクリ諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーを選任若しくは指名すること（この場合の費用はエスクリが負担する。）、又は、エスクリのフィナンシャル・アドバイザー若しくはリーガル・アドバイザー等を指名若しくは承認（事後承認を含む。）すること（なお、特別委員会は、エスクリのアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができる。と判断した場合には、エスクリのアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができる。）
- (ii) 特別委員会が必要と認める者に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めること
- (iii) 必要に応じ、エスクリの役職員その他特別委員会が必要と認める者から本エスクリ諮問事項の検討及び判断に合理的に必要な情報を受領すること
- (iv) その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と特別委員会が認める事項

エスクリ特別委員会は、2025年9月17日に開催された第1回の会合において、エスクリが選任する第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザー及びリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所並びにフィナンシャル・アドバイザーであるSMBC企業情報部について、いずれも独立性及び適格性に問題がないことを確認した上で、選任することを承認いたしました。

エスクリ特別委員会は、2025年9月17日から答申書提出日の2025年11月13日までの間に、会合を合計11回開催しました。会合以外にも、委員間や第三者算定機関、リーガル・アドバイザー、フィナンシャル・アドバイザー等との意見交換や両社間での本合併に係る協議や交渉の内容等の情報収集等を行い、本エスクリ諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、エスクリ特別委員会は、エスクリのリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、エスクリ特別委員会の役割や委員会での検討事項、運営に関する助言を適宜受けるとともに、森・濱田松本法律事務所が実施したノバレーゼに対する法務DDの結果の説明を受け、また第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザーが実施したノバレーゼに対する財務・税務DDの説明を受け、これらの状況も踏まえ諮問事項に対する検討を進めました。また、かかる検討にあたり、エスクリから、エスクリの事業内容・事業環境、主要な経営課題、本合併によりエスクリの事業に対して想定されるメリット・デメリット、合併比率の前提となるエスクリの

事業計画の内容及び策定手続等について説明を受け、質疑応答を行い、ノバレーゼからも、ノバレーゼの事業内容・事業環境、本合併を提案するに至った検討過程、本合併後に想定している施策の内容、本経営統合によって見込まれるシナジーその他の影響の内容、本経営統合後の経営体制の方針、合併比率の前提となるノバレーゼの事業計画の内容及び策定手続等について説明を受け、質疑応答を行いました。

なお、エスクリ特別委員会は、両社の間における本合併に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、複数回に亘り交渉の方針等について協議を行い、エスクリに意見する等して、ノバレーゼとの交渉過程に実質的に関与いたしました。

エスクリ特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本エスクリ諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、

- (i) 本取引は、(a)エスクリの企業価値の向上に資するものといえ、(b)合併比率を含む本取引に係る条件には妥当性が認められ、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が確保されていると認められる旨
- (ii) エスクリ取締役会における本取引についての決定が、エスクリの一般株主にとって公正なものであると認められる旨

が記載された答申書を、2025年11月13日付で、エスクリ取締役会に対し、委員会全員一致で提出しております。

なお、当該答申書において、エスクリ特別委員会は、本合併において予定されている合併比率によると、本合併後において、エスクリの株主の一定数がノバレーゼの単元未満株主となることが想定されるものの、①本合併比率自体、本エスクリの第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザーによる合併比率の算定結果に照らして合理性があると評価できること、②会社法の定めに基づき、ノバレーゼに対して単元未満株式の買取り又はその保有する単元未満の株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求することができ、流動性を確保できること、③剰余金配当等を通じて本合併による企業価値の向上による経済的利益を享受できること、④本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性が認められること等を総合的に考慮すると、上記制約が生じることをもって、本合併比率が不当とはいえないと考えられる旨の意見を示しております。

- ⑦ エスクリにおける利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認
本日開催のエスクリ取締役会では、エスクリの取締役のうち河野貴輝氏を除く取締役で審議の上、その全員一致により本取引を実施する旨について承認可決されております。河野貴輝氏はティーケーピー代表取締役社長を務めており、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあることから、同氏は、エスクリ取締役会における本取引に関する審議及び決議に参加しておらず、エスクリの立場において本取引に関する協議及び交渉に参加しておりません。

3. 吸収合併存続会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本合併により増加する当社の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従い、当社及びエスクリの合意により定めるものといたします。機動的な資本政策の観点から相当であると判断される額といたします。

別添資料3：消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、プライダルマーケットにおけるシェア拡大戦略を展開すべく、施設の様スタイルにこだわらず、東京23区及び政令指定都市を中心とした利便性の高い場所で挙式・披露宴を運営する当社のほか、店舗・オフィスの設計施工、建築用コンテナの企画・販売・施工、建材・古材の販売など建築不動産に関するソリューションを提供し、またグループ内施設の内装工事を担う株式会社渋谷を主軸にグループ経営を推進する体制を強化し、連結業績の最大化に向け継続して取り組んでおります。

当連結会計年度の経営成績は、売上高26,179百万円（前期比1.7%減）、営業利益803百万円（前期比13.6%減）、経常利益700百万円（前期比16.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益314百万円（前期比49.3%減）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

（ブライダル関連事業）

各アイテムのランクアップ提案を実施したことにより引き続き単価が堅調に推移しました。宴会、フォトウエディング、旅行等の結婚式以外の事業の売上は増加したものの、受注数の影響により施行数が減少し前年同期比では減収となり、ブライダル関連事業の売上高は20,950百万円（前期比5.4%減）、セグメント利益は1,165百万円（前期比17.9%減）となりました。

（建築不動産関連事業）

工事の取扱いが増加したことにより売上高が増加し、業績は前期を上回って推移しました。結果、建築不動産関連事業の売上高は5,229百万円（前期比16.6%増）、セグメント利益は330百万円（前期比14.5%増）となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は553百万円であり、その主なものは、挙式・披露宴施設によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、設備資金及び運転資金として金融機関から2,007百万円の借入により資金調達をいたしました。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第19期 (2022年3月期)	第20期 (2023年3月期)	第21期 (2024年3月期)	第22期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高 (千円)	22,242,375	24,129,054	26,639,348	26,179,324
営業利益又は営業損失 (△) (千円)	△1,376,001	210,920	929,620	803,519
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△458,613	452,810	837,160	700,223
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	477,676	168,094	619,806	314,018
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	18.70	△4.21	23.67	1.04
純 資 産 (千円)	5,928,583	5,870,025	6,241,948	6,271,545
総 資 産 (千円)	24,584,551	22,985,116	23,199,751	21,329,848

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 渋 谷	80,000千円	100.0%	建 築 不 動 産 関 連 事 業

(6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

区 分	主 な 事 業 内 容
ブ ラ イ ダ ル 関 連 事 業	挙式・披露宴の企画及び運営・宿泊サービス・宴会サービスの提供等
建 築 不 動 産 関 連 事 業	内外装工事の請負及び設計監理・不動産事業等

(7) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

- ① 当社
 本社 東京都中央区
 営業拠点



- ② 子会社
 ・株式会社渋谷 奈良県桜井市

(8) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数
ブ ラ イ ダ ル 関 連 事 業	682名 (276名)
建 築 不 動 産 関 連 事 業	51名 (1名)
全 社 (共 通)	22名 (9名)
合 計	755名 (286名)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数は常勤の就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	194名 (69名)	18名	39.5歳	7.9年
女 性	510名 (216名)	28名	32.0歳	6.4年
合計又は平均	704名 (285名)	46名	34.0歳	6.8年

区 分	従 業 員 数
ブ ラ イ ダ ル 関 連 事 業	682名 (276名)
全 社 (共 通)	22名 (9名)
合 計	704名 (285名)

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数は常勤の就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(9) 主要な借入先及び借入額（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,690,155千円
株式会社商工組合中央金庫	1,082,271千円
株式会社三菱UFJ銀行	918,011千円
株式会社みずほ銀行	714,600千円
株式会社広島銀行	449,580千円
株式会社千葉銀行	447,852千円

- (注) 1. 上記金額には、社債の未償還残高を含めております。
2. 当社及び当社グループにおいては、運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	1,000,000千円
借入実行残高	200,000千円
差引額	800,000千円

(10) 対処すべき課題

当社グループの事業を取り巻く環境は、物価上昇や為替の変動等の影響により不透明な状況が続くと予想されます。また当社グループの主たる事業セグメントが属するブライダルマーケットについても、ターゲット顧客層としている結婚適齢期人口の減少、未婚率の上昇等の環境変化による急速な需要の減退により一段と競争が加速すると思われます。そのような状況のなか、当社グループが顧客からの支持を着実に獲得し、中長期的な企業成長に向けた経営戦略を実行するために、以下のような課題に対処してまいります。

1. 人材の確保と育成

当社グループは、今後のさらなる事業拡大を目指す上で、優秀な人材の確保及びその人材の育成が重要な経営課題であると認識しております。人材確保においては、新卒採用及び中途採用を積極的に実施し、当社グループの経営方針に共感を持った早期に戦力化可能な人材の採用と、従業員のモチベーションを向上させる人事諸制度の構築が必要と考えております。特に、ブライダル関連事業における人材の育成については、接客に関するデータの定量的な分析に基づく課題抽出及び対策、高い接客力を有する人材の接客ノウハウの共有、定期的な社内研修等を実施することにより、顧客ニーズに的確に対応できる接客力を向上させてまいります。

2. ブライダル事業における新たな収益モデルの確立

当社グループは、直営施設の出店を今後もすすめてまいります。一方でこれまでのノウハウを活かしたブライダルマーケットにおける新たな収益モデルを確立することも重要な経営課題と認識しております。新型コロナウイルス感染症拡大に伴って自社開発したWEBツール「アニクリLive」や「アニクリWEBご祝儀」などをはじめとしたウエディング・テックサービスの拡大、発展に加え、装置産業型の投資回収を必要としないビジネスモデルの確立などを検討してまいります。

3. ブライダル事業以外の事業展開

当社グループは、ブライダル関連事業の売上比率が連結売上高の約8割を占めており、ブライダル関連事業の拡大と並行して、ブライダルに次ぐ事業の柱を育成することが必要であると認識しております。当社グループの創造力豊かなスタッフの力を最大限に活かして、業界研究や事業構造分析をすすめ、事業展開の可能性を検討してまいります。

4. 内部管理体制の充実

当社グループは、今後も企業の継続的な成長を実現していくために、事業規模の拡大に対応した内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。今後も事業規模の拡大に合わせ、管理部門の一層の強化による内部管理体制の整備に取り組んでまいります。

5. 感染症による影響に対する取り組み

感染症が発生した場合、多くの人が集まる挙式・披露宴は中止又は延期となることが考えられます。更に感染が拡大した場合、当社グループ施設を一時的に営業停止せざるを得ない状況となることが考えられ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

これらを踏まえ、感染症拡大防止及び従業員の安全を考慮し、感染症の流行期には出退勤時のマスク着用、手洗い等を義務づけ、各婚礼施設においては、各所への消毒用アルコールの常備、定期的な設備の清掃等、衛生管理の徹底に努めながら運営してまいります。

2. 株式の状況（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	普通株式	45,648,000株
	A種種類株式	3,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	13,786,500株（自己株式278,065株を含む）
	A種種類株式	3,000株
(3) 株主数	普通株式	7,358名
	A種種類株式	1名
(4) 大株主（上位10名）		

株主名	所有株式数	持株比率
SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社	1,800,000株	13.32%
株式会社 ティーケーピー	普通株式 1,700,000株 A種種類株式 3,000株 合計 1,703,000株	12.60%
岩本 博	1,029,900株	7.62%
渋谷 守浩	729,300株	5.40%
INTERACTIVE BROKERS LLC	610,000株	4.51%
株式会社 プロックス	600,000株	4.44%
友弘 栄司	300,000株	2.22%
株式会社 SHIBUTANIホールディングス	250,000株	1.85%
岩本 眞弓	180,000株	1.33%
エスクリ従業員持株会	89,482株	0.66%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（278,065株）を控除して計算しております。
 2. 当社代表取締役社長CEO渋谷守浩の持株数には、日本証券金融株式会社との株式貸借契約書に基づく貸株63,800株を除いて表記しております。

3. 新株予約権の状況

(1) 当事業年度末における当社役員が有する業務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社従業員、子会社役員及び従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2025年 3月 31日 現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岩 本 博	取締役会長ファウンダー	株式会社ビーロッド社外取締役
渋谷 守 浩	代表取締役社長 CEO	株式会社渋谷代表取締役会長兼社長 SHIBUTANI エステート・パートナーズ株式会社代表取締役会長兼社長 リリカラ株式会社社外取締役
吉 瀬 格	取 締 役 C F O	—
藤 原 成 裕	取締役執行役員プライダ ル 事 業 本 部 本 部 長	—
河 野 貴 輝	取 締 役	株式会社ティーケーピー代表取締役社長CEO兼COO
後 藤 健	取 締 役 (監 査 等 委 員)	S B I イノベーション株式会社取締役執行役員副社長 S B I 地域活性化支援株式会社代表取締役 S B I 大学発ベンチャー育成支援株式会社代表取締役
木 村 喬	取 締 役 (監 査 等 委 員)	やまと税理士法人代表社員 株式会社ベルウェザー代表取締役 やまと監査法人代表社員 フィンテックグローバル株式会社取締役
角 野 里 奈	取 締 役 (監 査 等 委 員)	八面六臂株式会社常勤監査役 ニフティライフスタイル株式会社監査役 株式会社リビングプラットフォーム監査役 角野里奈公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役河野貴輝氏並びに監査等委員である取締役後藤健氏、木村喬氏及び角野里奈氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の3名中3名が社外取締役であり、かつ、独立役員として届出しており、社外取締役としての独立性を重視していること、取締役との活発な意見交換・内部監査部門との連携ができており、必要に応じて監査等委員が取締役会以外の重要な会議に出席できる体制ができており、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 監査等委員である取締役後藤健氏、木村喬氏及び角野里奈氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査等委員である取締役角野里奈氏の戸籍上の氏名は岡田里奈であります。
5. 監査等委員である取締役木村喬氏及び角野里奈氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 責任限定契約の内容の概要
当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項及び定款第32条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。
7. 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲及び内容の概要
当社は、当社及び当社子会社の全ての取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が当社の役員等としての職務の執行（不作為を含む）に起因して第三者訴訟、株主代表訴訟、会社訴訟等の損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる損害や争訟費用等を補填することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的な違法行為を行った役員等自身の損害等は補填対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じています。保険料は全額当社が負担しています。

(2) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）に関する事項

(i) 決定方針の決定の方法

当社は、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会による審議を行った上で、同委員会の答申を踏まえ、取締役会決議によって決定しております。

(ii) 決定方針の内容の概要

- ・基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、原則、固定報酬のみとし、個人別の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

- ・固定報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の固定報酬は、月毎に固定額を支払う基本報酬のみとする。基本報酬の額は、株主総会で決定された報酬の範囲内で、各取締役の役割、貢献度、グループ業績の評価及び従業員給与の水準等を考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

- ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額については、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会で審議し、同委員会から答申を受けた取締役会が当該答申に基づき決定するものとする。

(iii) 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も、同委員会の答申内容に基づき、個人別の報酬等の内容が、各取締役の役割、貢献度、グループ業績の評価及び従業員給与の水準等を考慮して決定されていることを確認しているため、当該内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等に関する株主総会決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、2021年6月23日開催の定時株主総会において、年額500百万円以内(うち社外取締役分100百万円以内)と決議されております(使用人分給与は含まない)。監査等委員である取締役の報酬額は、2021年6月23日開催の定時株主総会において、年額25百万円以内と決議されております。なお、当該株主総会決議時の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の数は4名(うち社外取締役1名)、監査等委員である取締役の数は3名です。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	132,400千円 (3,600千円)	132,400千円 (3,600千円)	— (—)	— (—)	5人 (1人)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち社外取締役)	13,200千円 (13,200千円)	13,200千円 (13,200千円)	— (—)	— (—)	3人 (3人)
合 計 (うち社外役員)	145,600千円 (16,800千円)	145,600千円 (16,800千円)	— (—)	— (—)	8人 (4人)

(注) 当社は、使用人兼務取締役の使用人分給与は支給していません。

(3) 社外役員に関する事項
 主な活動状況

氏 名	取締役会	監査等委員会	活 動 状 況
	出席回数	出席回数	
取締役 河野 貴輝	16回/16回中	—	事業経営に関する豊富な経験や見識に基づき、社会情勢の変化を精緻に把握しながら積極的に発言する等、多角的な視点から、取締役会において適宜、助言、提案等を行っております。
取締役 (監査等委員) 後藤 健	15回/16回中	17回/17回中	培ってきた事業経営の知見・経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するため助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、主に業務監査の状況に関して適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 木村 喬	16回/16回中	17回/17回中	公認会計士及び税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するため助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、主に業務監査の状況に関して適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 角野 里奈	16回/16回中	17回/17回中	公認会計士としての専門的見地から、事業内容に関する事項など広範にわたり適宜発言や質問を行っております。また、監査等委員会において、主に業務監査の状況に関して適宜必要な発言を行っております。

- (注) 1. 「取締役の状況」に記載の重要な兼職先と当社との関係について、社外取締役である河野貴輝氏は、株式会社ティーケーピー代表取締役社長CEO兼COOを兼務しています。同社は当社の主要株主であり、当社と同社との間には、それぞれが運営する施設における宴会等に係る送客又は販売委託に関する業務提携、商品の売買、会場利用、宿泊及びレンタル等の取引があります。なお、当社と他の取締役との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社では、原則、取締役に対し事前に議案資料を送付しております。また、やむを得ず欠席することとなった取締役に対しては、都度速やかに議事の内容を報告し、個別に意見の聴取を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46,000千円
上記以外の業務に基づく報酬	—
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意をしております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について以下のとおり整備しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。
- (2) 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令及び定款に定められた事項並びに一定の重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。
- (3) 取締役会は、「取締役会規程」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款及び定められた規程に従い、業務を執行する。
- (4) 取締役の業務執行が法令、定款及び定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査等委員会による監査を実施する。
- (5) 内部監査を担当する部署を設置し、「内部監査規程」に従って監査を実施する。
- (6) 取締役及び使用人が法令、定款に違反する行為を発見した場合、内部通報規程に従い報告する。
- (7) 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令及び定款違反を未然に防止する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。また、取締役は常時これらの書類を閲覧できるようにする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、総務部を中心として様々なリスクに対して、その大小や発生の可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備し、また、「危機管理規程」に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して、議論、審議にあたる。また、重要な経営事項については、代表取締役や業務執行取締役や執行役員等で構成する経営会議で審議、検討及び情報の共有化を図り、経営意思決定の迅速性を高めるとともに、透明性及び効率性の確保に努める。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に当社取締役会又は経営会議において協議するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告をする。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等については、当社の管理担当取締役が統括管理し、リスク管理について定める関連規程に基づき、リスクマネジメントを行う。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社取締役会で協議し、承認する。また、グループ全体での会議を定期的に開催して業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について意見交換や情報交換を行う。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また法令及び定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査を担当する部署が関連規程等に基づき実施するとともに、内部通報制度を整備する。

6. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会より、その職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととする。

(2) 前号の取締役及び使用人の他の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

当該使用人の人事については、取締役会と監査等委員会と意見交換を行い決定する。

(3) 第1号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は、監査等委員である取締役の指示にのみ従い、監査等委員でない取締役又

は他の使用人の指揮命令を受けないものとする。

- (4) 当社の監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
当社の監査等委員でない取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。また、内部監査を担当する部署は、内部監査の実施状況及び業務の状況を監査等委員会に報告する。さらに、内部通報があった場合、内部通報制度を担当する部署は内部通報の記録を監査等委員会に報告する。
- (5) 当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に報告をするための体制
当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要課題について、迅速かつ適切に報告を行う。
- (6) 第4号及び第5号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会へ報告した当社又は子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。
- (7) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
当社の監査等委員が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。
- (8) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人は説明を求められた場合には、監査等委員会に対して詳細に説明することとする。監査等委員は、会計監査人及び管理部署と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用する。
- (2) 内部監査を担当する部署は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じる。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も断固として排除し、かつ、それらからの要求も断固として拒否する。警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

主な会議の開催状況として、取締役会は16回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が16回出席いたしました。その他、監査等委員会は17回開催いたしました。

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、積極的な投資による持続的な利益成長と事業規模の拡大が株主共通の利益に資すると考えております。一方で、株主に対する利益還元も重要な経営課題と認識しております。中長期的な利益配分に関しては、将来の利益成長及び事業規模の拡大のための投資を積極的に行うべく、財務基盤の強化のための内部留保の確保を図るとともに、適切な自己資本利益率の維持を考慮し、利益成長に伴う増配及び配当性向の向上を目指していく所存であります。

当連結会計年度につきましては、当期純利益は計上いたしましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で毀損した財務基盤の拡充を図るために発行したA種種類株式の償還に備えることが、現状において最優先課題であるとの考えから、中間配当及び期末配当を無配とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額、数値及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	8,059,042	流動負債	6,619,187
現金及び預金	4,571,546	支払手形及び買掛金	607,595
受取手形	1,115	短期借入金	200,000
売掛金	287,846	1年内返済予定の長期借入金	2,218,488
完成工事未収入金	507,719	未払金	696,689
契約資産	488,088	前受金	13,789
販売用不動産	492,032	未払法人税等	127,408
商品及び製品	308,475	契約負債	1,033,768
原材料及び貯蔵品	59,697	その他	1,721,449
未成工事支出金	158,711	固定負債	8,439,115
リース投資資産	557,575	社債	30,000
その他	648,030	長期借入金	5,581,902
貸倒引当金	△21,795	リース債務	136,555
固定資産	13,270,805	資産除去債務	2,482,215
有形固定資産	4,815,385	その他	208,442
建物及び構築物	3,968,430		
工具、器具及び備品	277,102	負債合計	15,058,302
土地	406,265	純資産の部	
リース資産	138,270	株主資本	6,268,925
建設仮勘定	8,253	資本金	50,000
その他	17,063	資本剰余金	4,613,178
無形固定資産	145,268	利益剰余金	1,798,290
のれん	29,460	自己株式	△192,543
その他	115,807	その他の包括利益累計額	2,620
投資その他の資産	8,310,151	その他有価証券評価差額金	2,620
敷金及び保証金	3,518,889		
繰延税金資産	4,514,921	純資産合計	6,271,545
その他	319,759	負債純資産合計	21,329,848
貸倒引当金	△43,418		
資産合計	21,329,848		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	26,179,324
売上原価	11,792,976
売上総利益	14,386,347
販売費及び一般管理費	13,582,827
営業利益	803,519
営業外収益	
為替差益	787
受取保険金	9,854
助成金収入	2,560
受取和解金	7,700
その他	11,089
営業外費用	
支払利息	92,804
支払手数料	28,232
支払手数料	2,396
その他	11,853
経常利益	700,223
特別利益	
固定資産売却益	2,269
特別損失	
固定資産売却損失	14,857
減損損失	255,303
為替換算調整勘定取崩損失	23,699
税金等調整前当期純利益	408,632
法人税、住民税及び事業税	128,738
法人税等調整額	△34,124
当期純利益	314,018
親会社株主に帰属する当期純利益	314,018

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	50,000	4,613,178	1,784,272	△192,543	6,254,907
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△300,000		△300,000
親会社株主に帰属する当期純利益			314,018		314,018
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	14,018	—	14,018
当 期 末 残 高	50,000	4,613,178	1,798,290	△192,543	6,268,925

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定 調 整	その他の包括 利益累計額合 計	
当 期 首 残 高	2,550	△15,509	△12,958	6,241,948
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△300,000
親会社株主に帰属する当期純利益				314,018
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	69	15,509	15,579	15,579
当 期 変 動 額 合 計	69	15,509	15,579	29,597
当 期 末 残 高	2,620	—	2,620	6,271,545

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称

株式会社渋谷

S H I B U T A N I エステート・パートナーズ株式会社

当連結会計年度において連結子会社の愛思禮婚禮股份有限公司は、2024年10月17日付で清算終了したことに伴い連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称等

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品及び製品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

なお、プライダル事業用の定期借地契約による借地上的建物、及び賃貸契約の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、及び賃貸借期間、残存簿価を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～35年

工具、器具及び備品 2～20年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法によっております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る固定資産は、リース資産として区分せず、有形固定資産に属する各科目に含める方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

収益の計上基準

収益の認識方法 (5 ステップアプローチ)

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日。)を適用しており、以下の 5 ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ 1: 顧客との契約を識別する。

ステップ 2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ 3: 取引価格を算定する。

ステップ 4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

ブライダルサービスの提供による収益は、挙式披露宴サービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、挙式施行時に収益を認識しております。

建築サービスの提供による収益は、施工中の物件等を他の顧客又は別の用途に振り向けることができず、完了した作業に対する支払いを受ける強制可能な権利を有します。そのため、工事の進捗によって履行義務が充足されていくものと判断しており、完成までに要する進捗度を合理的に測定できる場合には、原価比例法(期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じた金額)で収益を認識しており、合理的に測定できない場合は、発生した原価のうち回収されることが見込まれる費用の金額で収益を認識しております。また、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

5 年間の定額法により償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正適用指針」という。)第 65-2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

①繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 4,514,921 千円

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上しています。

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性についての判断にあたり、会計上の見積りを行っております。

回収が見込まれる金額の算定において、将来の課税所得の見積額(税務上の繰越欠損金控除前)に基づく、税務上の繰越欠損金の控除見込年度及び控除見込額のスケジュールリングは、以下の仮定をおいて見積もっています。

当社グループにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けておりましたが、挙式・披露宴のキャンセル数は減少し予定通り挙式が行われるようになり、徐々に受注状況も回復するものと想定しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが2023年5月8日より5類へと移行されたことで経済活動の本格的な再開が加速し、回復基調にあります。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

②プライダル関連事業に係る資産の減損

(1) 連結計算書類に計上した金額

プライダル関連事業

有形固定資産 3,996,811千円

無形固定資産 143,419千円

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、プライダル事業を営むために、内装備品などの資産を保有しています。

このプライダル事業の資産グループについては、当連結会計年度において、「連結損益計算書に関する注記」の注記事項「減損損失の内容」に記載のとおり、使用価値を回収可能価額として、減損損失255,303千円を認識しています。

固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたっては、事業拠点ごとに資産のグルーピングを行い、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

回収可能価額は、使用価値により算定しております。使用価値は各事業拠点の主要な資産の経済的残存使用年数にわたり、経営者によって承認された事業計画を基礎とした割引キャッシュフローモデルにより算定しており、将来キャッシュフローの割引現在価値として算定しております。将来キャッシュフローの算定に際しては、過去の受注及び施行実績の傾向、今後の受注予測件数、施行組単価、割引率、長期成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、事業計画や市場環境の変化により、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、追加の減損損失を認識する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

13,776,532千円

2. 当社及び連結子会社（株式会社渋谷）においては、運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	1,000,000千円
借入実行残高	200,000千円
差引額	800,000千円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失の内容

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
ロザンジュイア (東京都港区)	事業用資産	建物及び構築物他	28,197千円
アルマリアン T O K Y O (東京都豊島区)	事業用資産	建物及び構築物他	227,105千円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業拠点毎に資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては減損の兆候を識別しております。減損の兆候を識別した資産グループの内、減損損失の認識が必要と判断した資産グループについては帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物	243,621千円
工具、器具及び備品	11,682千円
合計	255,303千円

資産グループの回収可能価額については使用価値により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首株 数	当連結会計年度増加株 数	当連結会計年度減少株 数	当連結会計年度末株式 数
普 通 株 式	13,786,500株	—	—	13,786,500株
A 種 種 類 株 式	3,000株	—	—	3,000株
合 計	13,789,500株	—	—	13,789,500株

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	1 株 当 たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年5月14日 取 締 役 会	A 種 種 類 株 式	150,000千円	50,000.00円	2024年3月31日	2024年7月12日
2024年9月25日 取 締 役 会	A 種 種 類 株 式	150,000千円	50,000.00円	2024年9月30日	2024年10月15日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	1 株 当 たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年5月15日 取 締 役 会	A 種 種 類 株 式	150,000千円	50,000.00円	2025年3月31日	2025年7月15日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、主にプライダル事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、リスクヘッジ目的のみに利用し、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び完成工事未収入金並びにリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては経理部において、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、経理部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

これらの営業債務、社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成、更新することにより、手元流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)リース投資資産	557,575	491,528	△66,047
(2)敷金及び保証金（注1）	3,526,889	3,294,683	△232,205
資産計	4,084,465	3,786,212	△298,252
(1)社債（注2）	90,000	88,899	△1,100
(2)長期借入金（注3）	7,800,390	7,780,396	△19,993
(3)リース債務（注4）	207,854	206,801	△1,053
負債計	8,098,244	8,076,098	△22,146

- (注) 1. 1年内回収予定の敷金及び保証金は、敷金及び保証金に含めております。
2. 1年内償還予定の社債は、社債に含めております。
3. 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。
4. リース債務は流動負債に計上されるリース債務と固定負債に計上されるリース債務の合計であります。
5. 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「完成工事未収入金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,571,546	—	—	—
受取手形	1,115	—	—	—
売掛金	287,846	—	—	—
完成工事未収入金	507,719	—	—	—
リース投資資産	21,774	88,566	114,099	333,135
敷金及び保証金	550,122	1,564,792	1,226,666	185,308
合計	5,940,123	1,653,359	1,340,766	518,443

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	—	—	—	—	—
社債	60,000	30,000	—	—	—	—
長期借入金	2,218,488	2,101,806	1,651,270	747,611	429,635	651,580
リース債務	71,299	51,163	45,610	39,781	—	—
合計	2,549,787	2,182,969	1,696,880	787,392	429,635	651,580

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)リース投資資産	—	491,528	—	491,528
(2)敷金及び保証金	—	3,294,683	—	3,294,683
資産計	—	3,786,212	—	3,786,212
(1)社債	—	88,899	—	88,899
(2)長期借入金	—	7,780,396	—	7,780,396
(3)リース債務	—	206,801	—	206,801
負債計	—	8,076,098	—	8,076,098

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

リース投資資産

リース投資資産の時価は、その将来キャッシュ・フローとリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金敷金の返還予定時期ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標の利率を基に割引現在価値法により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	プライダル関連	建築不動産関連	
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	3,296,727	3,296,727
一時点で移転される財又はサービス	20,748,817	1,860,714	22,609,531
顧客との契約から生じる収益	20,748,817	5,157,441	25,906,258
その他の収益	201,231	71,833	273,065
外部顧客への売上高	20,950,048	5,229,275	26,179,324

(注) 契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一時点で移転される財又はサービスの金額に含めて記載しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)、4. 会計方針に関する事項、(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	380,966	796,681
契約資産	796,203	488,088
契約負債	1,737,767	1,033,768

契約資産は、工事契約において、期末日時点で収益を認識した未請求の工事契約に係る対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、プライダル契約において施行前に受領した手付金、半金、残金、及び工事契約において、契約条件により受領した前受金等について、履行義務が未充足の部分に係るものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうちの期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,669,254千円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が308,114千円減少した主な理由は、工事の進捗及び新規受注による増加及び工事完成による減少であり、これによりそれぞれ、488,088千円増加し、796,203千円減少しております。また、当連結会計年度において、契約負債が703,999千円減少した主な理由は、プライダルサービスの受注残の増加及び挙式・披露宴サービスの提供による減少であり、これによりそれぞれ、19,045,105千円増加し、19,749,105千円減少しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度末
1年以内	1,669,733
1年超	—
合計	1,669,733

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 231円08銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1円04銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

1. ラオックスホールディングス株式会社との資本業務提携契約締結

(1)資本業務提携の目的及び理由

当社グループは、施設のスタイルにこだわらず、東京23区及び政令指定都市を中心とした利便性の高い場所で挙式披露宴施設を展開しております。また店舗・オフィスの設計施工、オーダメイドの建築用コンテナの企画・販売・施工、世界各地の建材・古材の販売など建築不動産に関するソリューションを提供しております。

他方で、ラオックスホールディングス株式会社は「豊かで多様なライフスタイル“グローバルライフスタイル”の提案とその進化・創造の支援」を企業方針とし、国内・国外を問わず多様なお客様に対して、リテールビジネスを中心とした様々な価値ある商品やサービスをお届けする事業を展開しております。

当社は資本コストや株価を意識した経営の実現にあたり、現状を踏まえて、収益力の向上が課題と考えております。収益力の向上にあたり「プライダル事業の売上増加」、「プライダル以外の事業の売上増加」、「株式会社ティーケーピーとの連携強化」を掲げております。「プライダル以外の事業の売上増加」に取り組むにあたり、インバウンド集客、ギフトソリューション事業に強みを有するラオックスホールディングス株式会社と、本資本業務提携を通じ連携することで、協業によるシナジーを発揮し両社の企業価値向上を図るべく本資本業務提携契約を締結することといたしました。

(2)契約の相手会社の名称

名称：ラオックスホールディングス株式会社
所在地：東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
代表者の役職・氏名：代表取締役社長COO 矢野 輝治
資本金（2024年12月31日時点）：1億円

(3)締結の時期

2025年5月23日

(4)契約の内容

①業務提携の内容

当社の宴会・ウエディングサービスにおけるインバウンド集客フローの構築、当社の施設の稼働率の向上に向けた施策の共同企画及び実施、当社におけるラオックスグループのウエディングギフト等の商品の取り扱い、当社及びラオックスホールディングス株式会社のECサイトの相互連携販売

②資本提携の内容

当社普通株式780,000株をラオックスホールディングス株式会社が引受

(5)契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響

当社とラオックスホールディングス株式会社は、本資本業務提携により、相互関係を構築・強化するための取り組みを行ってまいります。その結果、中長期的な企業価値向上に資するものと判断しておりますが、2026年3月期の業績に与える影響は現在精査中であり、今後公表すべき影響等が判明した場合は、速やかにお知らせいたします。

(6)その他重要な事項があればその内容

該当事項はありません。

2. SBIホールディングス株式会社との資本業務提携契約終了

(1)資本業務提携終了の理由

当社とSBIファイナンスサービス株式会社の親会社であるSBIホールディングス株式会社との間の2020年7月15日付資本業務提携契約書（以下「SBI契約」）に基づく資本業務提携（以下「SBI資本業務提携」）はSBIファイナンスサービス株式会社が保有する当社普通株式の全部を譲渡（約定日：2025年5月23日、受渡日：2025年5月27日）したことにより、SBI契約の有効期間に関する定め（SBIホールディングス株式会社並びにその子会社及び持分法適用子会社（以下「SBIグループ」）による当社普通株式の保有がなくなった場合にSBI資本業務提携が終了）に従い終了いたします。

(2)契約の相手会社の名称

名称：SBIホールディングス株式会社
所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号
代表者の役職・氏名：代表取締役 会長 兼 社長 北尾 吉孝
資本金（2024年9月30日時点）：1,814億円6,900万円

(3)解除の時期

2025年5月27日

(4)契約の内容

①業務提携の内容

CRM施策における連携、ALAの販売における連携、M&A戦略における連携

②資本提携の内容

当社が第三者割当増資により発行した当社普通株式1,800,000株をSBIファイナンシャルサービーズが引受

(5)契約の解除が営業活動等へ及ぼす重要な影響

資本業務提携契約の終了による当社連結業績への影響は軽微であります。なお、新郎新婦様に安心して結婚式を迎えていただくに当たりSBIグループのSBIリスタ少額短期保険株式会社と当社が共同で開発した結婚式総合補償保険については、引き続き取り扱いを行っていくなど、SBI資本業務提携は終了いたしますが、引き続きSBIグループとは良好な関係を維持してまいります。

(6)その他重要な事項があればその内容

該当事項はありません。

(追加情報)

(財務制限条項)

(1) 長期借入金のうち100,000千円(2020年3月31日付金銭消費貸借契約)には、下記の財務制限条項が付されております。

① 各事業年度の末日において、損益計算書における経常損益を2期連続で損失としないこと。

② 各事業年度の末日において、貸借対照表における純資産の金額を、直前期末の貸借対照表における純資産の金額の75%以上に維持すること。

(2) 長期借入金のうち2,277,600千円(2023年6月30日付シンジケートローン契約)には、下記の財務制限条項が付されております。

① 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2023年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

② 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。

③ 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2億円以上とすること。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	4,217,956	流動負債	4,880,577
現金及び預金	3,333,453	買掛金	557,971
売掛金	264,436	1年内返済予定の長期借入金	1,827,828
材料及び貯蔵品	96,568	リース債務	71,299
前払費用	421,694	未払金	686,069
その他の貸倒引当金	117,344	未払費用	542,506
固定資産	△15,541	未払法人税等	24,029
有形固定資産	13,658,966	未払消費税等	52,786
建物	4,074,041	前受金	13,789
構築物	3,488,209	契約負債	939,597
工具、器具及び備品	171,219	預り金	74,145
リース資産	271,880	その他	90,554
無形固定資産	142,732	固定負債	7,443,592
ソフトウェア	143,419	社債	30,000
その他	88,974	長期借入金	4,741,305
関係会社株式	29,460	リース債務	128,777
長期前払費用	24,984	資産除去債	2,431,013
敷金及び保証金	9,441,505	その他	112,496
繰延税金資産	1,306,218		
その他の貸倒引当金	109,953		
	3,502,089		
	4,477,743		
	62,635		
	△17,135		
		負債合計	12,324,170
		純資産の部	
		株主資本	5,552,752
		資本金	50,000
		資本剰余金	4,613,178
		資本準備金	50,000
		その他資本剰余金	4,563,178
		利益剰余金	1,082,117
		その他利益剰余金	1,082,117
		繰越利益剰余金	1,082,117
		自己株式	△192,543
		純資産合計	5,552,752
資産合計	17,876,923	負債純資産合計	17,876,923

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	50,000	50,000	4,563,178	4,613,178	1,271,132	1,271,132
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△300,000	△300,000
当 期 純 利 益					110,985	110,985
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△189,014	△189,014
当 期 末 残 高	50,000	50,000	4,563,178	4,613,178	1,082,117	1,082,117

	株 主 資 本		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△192,543	5,741,767	5,741,767
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△300,000	△300,000
当 期 純 利 益		110,985	110,985
当 期 変 動 額 合 計	—	△189,014	△189,014
当 期 末 残 高	△192,543	5,552,752	5,552,752

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

なお、プライダル事業用の定期借地権契約による借地上的建物、及び賃貸借契約の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、及び賃貸借期間、残存価額を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～30年
構築物	6年～20年
工具、器具及び備品	2年～20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る固定資産は、リース資産として区分せず、有形固定資産に属する各科目に含める方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準

収益の認識方法 (5ステップアプローチ)

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日。)を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

ブライダルサービスの提供による収益は、挙式披露宴サービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、挙式施行時に収益を認識しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間
5年間の定額法により償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

①繰延税金資産の回収可能性

(1) 計算書類に計上した金額

繰延税金資産 4,477,743千円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「注記事項(会計上の見積りに関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

②ブライダル関連事業に係る資産の減損

(1) 計算書類に計上した金額

減損損失 262,541千円

有形固定資産 4,074,041千円

無形固定資産 143,419千円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「注記事項(会計上の見積りに関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 13,278,510千円 |
| 2. 当社は運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関とコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。なお、当事業年度末のコミットメントライン契約による借入未実行残高は以下のとおりであります。 | |
| コミットメントライン契約の総額 | 200,000千円 |
| 借入実行残高 | 一千元 |
| 差引額 | 200,000千円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務 | |
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 4,335千円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 29,698千円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

売上高 39,600千円

売上原価 206,110千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)
自己株式の種類及び株式に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	278,065株	—	—	278,065株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（固定）

減価償却超過額	1,570,435千円
未払賞与	61,970千円
未払事業所税	15,012千円
資産除去債務	861,307千円
税務上の繰越欠損金	1,897,424千円
リース債務	68,264千円
貸倒引当金	11,446千円
建物無償譲受	173,866千円
その他	62,685千円

小計 4,722,414千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △10,431千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 —

小計 △10,431千円

繰延税金資産（固定）計 4,711,982千円

繰延税金負債（固定）

資産除去債務	184,085千円
リース資産	48,383千円
その他	1,770千円

繰延税金負債（固定）計 234,238千円

繰延税金資産（固定）の純額 4,477,743千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 34.59%

（調整）

交際費等永久に損金に算入されない項目 16.01%

評価性引当額の増減額 △21.01%

住民税均等割 32.22%

税率変更差異 △115.04%

その他 4.50%

税効果会計適用後の法人税等の負担率 △48.74%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、翌事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産が86,041千円減少し、法人税等調整額が86,041千円増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

属 性	会 社 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社 (当該会社の子会社を含む)	株 式 会 社 テ ィ ー ケ ー ピ ー	(被所有) 直接 12.60%	当社主要株主	送客手数料	28,216千円	—	—
				ワインの販売	7,539千円	売 掛 金	43千円
				宴会仕入	8,853千円	買 掛 金	430千円
				研修関連費用	37,436千円	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 177円87銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 13円99銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

1. ラオックスホールディングス株式会社との資本業務提携契約締結

(1)資本業務提携の目的及び理由

当社グループは、施設のスタイルにこだわらず、東京23区及び政令指定都市を中心とした利便性の高い場所で挙式披露宴施設を展開しております。また店舗・オフィスの設計施工、オーダメイドの建築用コンテナの企画・販売・施工、世界各地の建材・古材の販売など建築不動産に関するソリューションを提供しております。

他方で、ラオックスホールディングス株式会社は「豊かで多様なライフスタイル“グローバルライフスタイル”の提案とその進化・創造の支援」を企業方針とし、国内・国外を問わず多様なお客様に対して、リテールビジネスを中心とした様々な価値ある商品やサービスをお届けする事業を展開しております。

当社は資本コストや株価を意識した経営の実現にあたり、現状を踏まえて、収益力の向上が課題と考えております。収益力の

向上にあたり「ブライダル事業の売上増加」、「ブライダル以外の事業の売上増加」、「株式会社ティーケーピーとの連携強化」を掲げております。「ブライダル以外の事業の売上増加」に取り組むにあたり、インバウンド集客、ギフトソリューション事業に強みを有するラオックスホールディングス株式会社と、本資本業務提携を通じ連携することで、協業によるシナジーを発揮し両社の企業価値向上を図るべく本資本業務提携契約を締結することといたしました。

(2) 契約の相手会社の名称

名称：ラオックスホールディングス株式会社
所在地：東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
代表者の役職・氏名：代表取締役社長COO 矢野 輝治
資本金（2024年12月31日時点）：1億円

(3) 締結の時期

2025年5月23日

(4) 契約の内容

① 業務提携の内容

当社の宴会・ウエディングサービスにおけるインバウンド集客フローの構築、当社の施設の稼働率の向上に向けた施策の共同企画及び実施、当社におけるラオックスグループのウエディングギフト等の商品の取り扱い、当社及びラオックスホールディングス株式会社のECサイトの相互連携販売

② 資本提携の内容

当社普通株式780,000株をラオックスホールディングス株式会社が引受

(5) 契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響

当社とラオックスホールディングス株式会社は、本資本業務提携により、相互関係を構築・強化するための取り組みを行ってまいります。その結果、中長期的な企業価値向上に資するものと判断しておりますが、2026年3月期の業績に与える影響は現在精査中であり、今後公表すべき影響等が判明した場合は、速やかにお知らせいたします。

(6) その他重要な事項があればその内容

該当事項はありません。

2. SBIホールディングス株式会社との資本業務提携契約終了

(1) 資本業務提携終了の理由

当社とSBIファイナンシャルサービスズ株式会社の親会社であるSBIホールディングス株式会社との間の2020年7月15日付資本業務提携契約書（以下「SBI契約」）に基づく資本業務提携（以下「SBI資本業務提携」）はSBIファイナンシャルサービスズ株式会社が保有する当社普通株式の全部を譲渡（約定日：2025年5月23日、受渡日：2025年5月27日）したことにより、SBI契約の有効期間に関する定め（SBIホールディングス株式会社並びにその子会社及び持分法適用子会社（以下「SBIグループ」）による当社普通株式の保有がなくなった場合にSBI資本業務提携が終了）に従い終了いたします。

(2) 契約の相手会社の名称

名称：SBIホールディングス株式会社
所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号
代表者の役職・氏名：代表取締役 会長 兼 社長 北尾 吉孝
資本金（2024年9月30日時点）：1,814億円6,900万円

(3) 解除の時期

2025年5月27日

(4) 契約の内容

① 業務提携の内容

CRM施策における連携、ALAの販売における連携、M&A戦略における連携

② 資本提携の内容

当社が第三者割当増資により発行した当社普通株式1,800,000株をSBIファイナンシャルサービスズが引受

(5) 契約の解除が営業活動等へ及ぼす重要な影響

資本業務提携契約の終了による当社連結業績への影響は軽微であります。なお、新郎新婦様に安心して結婚式を迎えていただくにあたりSBIグループのSBIリスタ少額短期保険株式会社と当社が共同で開発した結婚式総合補償保険については、引き続き取り扱いを行っていくなど、SBI資本業務提携は終了いたしますが、引き続きSBIグループとは良好な関係を維持してまいります。

(6) その他重要な事項があればその内容

該当事項はありません。

(追加情報)

(財務制限条項)

(1) 長期借入金のうち100,000千円(2020年3月31日付金銭消費貸借契約)には、下記の財務制限条項が付されております。

① 各事業年度の末日において、損益計算書における経常損益を2期連続で損失としないこと。

② 各事業年度の末日において、貸借対照表における純資産の金額を、直前期末の貸借対照表における純資産の金額の75%以上に維持すること。

(2) 長期借入金のうち2,277,600千円(2023年6月30日付シンジケートローン契約)には、下記の財務制限条項が付されております。

① 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2023年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

② 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。

③ 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2億円以上とすること。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社 エスクリ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早稲田 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 萬 政 広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスクリの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスクリ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容及び連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社 エスクリ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 早稲田 宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 萬 政広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスクリの2024年4月1日から2025年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社エスクリ 監査等委員会

監査等委員 角野 里奈 ㊟

監査等委員 後藤 健 ㊟

監査等委員 木村 喬 ㊟

(注) 監査等委員角野里奈、後藤健および木村喬は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上